

姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託要求水準書

第1章 総則

1 業務名

姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務（以下「本業務」という。）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 本件の提案上限金額

上限金額 24,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 目的

本業務は、若者やインバウンドをはじめとした多様な来場者に、現在まで紡がれてきた姫路城の歴史や伝統および日中にはない夜間の魅力を発信し、体感してもらうことを目的とする。併せて、大手前通り・姫路城周辺イルミネーション《別事業》（以下「大手前通り・姫路城周辺イルミネーション」という。）との連携を意識し、まちなかの回遊性向上や宿泊や滞在時間の延長に資するような魅力的なコンテンツを目指す。

5 事業の開催概要

(1) 開催場所

姫路城三の丸広場（以下「会場内」という。）

(2) 開催期間

〔第一期〕 令和8年11月20日（金）～12月6日（日）（17日間）【雨天決行】

17時～22時（予定）

※令和8年11月18日（水）にマスコミ及び関係者向け内覧会を実施（予定）すること。

〔第二期〕 令和8年12月7日（月）～令和9年1月11日（月・祝）（36日間）

17時～22時（予定）

※第一期演出のうち、水鏡及び無人オペレーションで継続が可能な演出物は第二期期間中も会場内に残し、大手前通り・姫路城周辺イルミネーションへの誘客を図る。無人オペレーションが困難な演出物は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）との協議の上、第一期終了後に撤去をすること。

※第一期撤去の関係で上記期間に第二期開始が困難な場合は、すみやかに第二期が開始できるよう提案すること。

(3) 観覧料

無料

(4) 来客想定人数

75,000人

※ 11月20日（金）～12月6日（日）までの想定

- ：一日当たり平均3,000人／一日当たり最大8,000人
- ※ 12月7日（月）～1月11日（月・祝）までの想定
- ：一日当たり平均700人／一日当たり最大1,300人

6 委託業務の内容

- (1) 本業務の具体内容立案、実施計画作成、実施運営、会場演出、演出作品等（以下「展示物」という。）の制作、設置、撤去等
- (2) 会場計画・設営（導線設計、ライティング設備、音響設備、電源設備、会場サイン看板、告知看板、中止看板、避難誘導看板・機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む。）及び撤去
- (3) 運営（入退場管理計画、会場運営計画、スタッフ手配、開催期間中の会場運営等）
- (4) 広報（専用ホームページの開設、SNSを活用した広報、ポスター・チラシのデザイン・作成、案内看板、記録写真等）
- (5) 実施報告書作成
- (6) その他上記に付随する業務

7 提案（企画提案書記載）事項

別に定める「姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」により提案すること。

8 実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全般に関わること
 - ① 会場演出に当たっては、「姫路城保存活用計画」における第8章「活用」記載事項（別紙「姫路城保存活用計画 第8章【抜粋】」参照）を根底に据えながら、関連法規の遵守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演出・おもてなしを行うとともに、姫路城の歴史的背景や文脈に基づいたものとし、姫路城の価値や魅力を向上するものとする。また、三の丸広場の広さに負けない光量やコンテンツとすること。
 - ② 回遊性を高めるための取り組みとして、大手前通り・姫路城周辺イルミネーションと連携した演出とすること。三の丸広場を通り、姫路城の北側エリアへの回遊につながるようにすること。
 - ③ 姫路市の「ゼロカーボンシティ宣言」の主旨に則り、LED照明の使用、発電機に変わる蓄電池の使用、蓄電池型テラスターの使用等、温室効果ガス排出削減に取り組むこと。原則としてガソリンやディーゼルエンジンによる発電機を伴う照明設備・電源設備の使用は行わず、分電盤からの電源またはバッテリー（蓄電池）等により電源を賄うこと。
 - ④ 三の丸広場への車両進入退出口は原則、喜斎門側からとする（2tまでの車両に限る）。ただし、2tを超えて10tまでの車両を使用する必要がある場合は、ビューローが指示する箇所に養生を行った上で、大手門から進入退出することができる。進入退出時間については姫路城管理事務所と調整すること。
 - ⑤ 来場者の安全対策を重視するため、責任者を置き来場者の安全確保に努めること。（設営、撤去時を含む）

- ⑥ 第一期における会場内の水鏡の鑑賞動線は、混雑緩和の対策として、待機列（カラーコーン、バーの設営撤去含む）を設け、一方通行の通り抜けとなるよう設定すること。
- ⑦ 開催場所での風対策（展示物、資材等）を施すこと。対策が必要な設備については、リスト化し、必要な対策について、ビューローの確認を受けること。また、悪天候等に対する安全を常に留意し、開催中止の決定は、ビューローの指示に従うこと。
- ⑧ 会場内は基礎工事、くい打ち及び釘等による地面に固定を要するもの並びに火気の使用は禁止する。また、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損し、又は汚損してはならない。
- ⑨ その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
- ⑩ 制作過程期間を含む展示物周辺における安全対策を含むものとする。
- ⑪ 関連する全ての事項について、姫路城管理運営業務受託者との役割分担を明確にし、姫路城管理事務所及び姫路城管理運営業務受託者と十分に調整の上、事業を実施すること。
- ⑫ 資材の搬入出方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、姫路城管理事務所と十分協議し、指示に従うものとする。
- ⑬ 音響を活用した会場の雰囲気づくりにおける、音源の使用（演奏する場合の経費一式を含む。）に係る費用については、提案上限金額に含むものとする。
- ⑭ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
 なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。
- ⑮ イベント開催期間中の警備員は、ビューローが別途手配を行う。ただし、第一期に関して、運営上必要となる会場内の案内、誘導のスタッフについては必要な人員を配置すること。なお、スタッフ配置及び運営については「第8項第3号」による。
- ⑯ 観覧者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること。（設営、撤去時の来場者等への対応も同様とする。）
 （死亡事故1,000万円、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3,000円、通院1日2,000円以上、手術給付金1名当たり30,000円以上）
- ⑰ イベント開催の2日前に、試験点灯を含めた内覧会を実施すること。
- ⑱ 内覧会実施にあたり、事前準備としてスケジュールや進行台本等の資料作成をおこなうこと。下記機材を最低限手配することとし、第一期期間中はいつでも設営できるようにすること。

品名	数
ポータブルステージ（奥行2.7m×幅5.4m×高さ30cm程度）	1セット
簡易照明	1式

※ 簡易音響についてはビューロー備品を活用すること。

- ⑲ 実施に当たり、警察と協議が必要となった場合は、ビューローと協力して対応に努める

こと。

(2) 展示物制作・展示に関すること

- ① 第一期期間中は、有人才ペレーションによる会場構成とし、第二期期間中については無人才ペレーションでの会場構成とすること。
- ② 展示物制作に当たっては、姫路城の本質的価値を正しく伝え、往時の姿やその歴史性を包含する姫路城の価値、魅力を高めることで、現代の知識と歴史上の知恵が交錯する、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間を醸成すること。
- ③ 令和4年から令和6年において、姫路城ライトアップイベントで設置していた水鏡を取り入れた演出とすること。水鏡の形状や設置方法については提案によるものとする。
- ④ 水鏡は第一期第二期を通して演出の核として位置付けること。
- ⑤ 水鏡はプロジェクション演出を実施し、ビューローから貸与する20,000lmの高輝度プロジェクターを活用すること。また、三の丸広場東側に向屋敷庭園があった歴史的事実をふまえた演出とし、来場者が写真におさめたり、SNSなどで体験を共有したり、周囲に来訪を促したくなるような魅力的な演出とすること。なお、本事業の象徴（メインビジュアル）として活用できる視覚的インパクトの強い演出とすること。

(参考サイト)

向屋敷庭園復元 URL : <https://www.city.himeji.lg.jp/castle-archive/0000018059.html>

- ⑥ 日中三の丸広場を訪れる観光客が演出の一部を観覧できるような演出を一つ以上提案し、必要な安全対策を講じること。また、来場者の動線などを工夫し積極的にPRすること。なお、第一期の観覧時間は9時から16時までとする。第二期は無人才ペレーションのため、三の丸広場の開放期間中は、演出・PRを常時継続するとともに、必要な対策を講じること。
- ⑦ ビューローが別途実施する事業の関係で終了時間の延長などが必要となる場合には積極的に協力すること。その場合の費用に関してはビューローと受託者の間で協議するものとする。
- ⑧ 下記の機材リストはビューローから貸与することができる。
なお、貸与する機器等については、今後のライトアップで使用できるよう適切に養生及び収納し、ビューローが指定する保管場所へ撤去・運搬すること。

品名	数	備考
LEDストリングス イルミネーション白	約6万球	使用中の破損などによるロスあり 漏電を防ぐための水没対策が必要。※1
LED球体ストリングス φ600mm	10球	
高輝度プロジェクター (20,000ルーメン程度)	3台	消費電力 約1200W ※2
単焦点プロジェクター	11台	BenQ・MW826STH
簡易音響システム	1式	STAGEPAS 400BT
音響用スピーカー	8台	APOGEE ACS-SAT3×4台 EAW/JF560×4台
パワーアンプ	4台	LAB.GRUPPEN fp2600
バルーン	10球	
照明タワー幕 プリント入り	6種類×4枚=24枚	W2500mm×H4500mm
LED行灯 (約10個で1式)	20式程度	電気ケーブル含む
電気式篝火	4台	

※1 防滴構造ではあるが、水没環境を想定した仕様ではないため、設置の際には地面からの嵩上げや水溜まりを避ける配置など、器具配線等への浸水を防ぐ設置方法で使用する
こと。

※2 レンズについては照射に適切なものを受託者にて用意すること。

- ⑨ ビューローが受託者に貸与する機材一式（プロジェクター、スピーカー、周辺機器等）の運用について、受託者は以下の通りリスク管理を徹底すること。
- ア 受託者は、上記貸与機材（高輝度プロジェクター3台：総額1,000万円相当、およびその他プロジェクター、スピーカー等の音響・映像周辺機器）を夜間・屋外の特殊な環境下で使用することを鑑み、強風・突風による転倒防止策、夜露・結露・降雨等による防塵・防滴対策、および盗難防止策を講じ、適切な管理運営を行うものとする。
- イ 受託者は、貸与機材の破損、紛失、または汚損させた場合に備え、以下の条件を満たす「受託者賠償責任保険」等に加入すること。
- ・ 対象範囲：ビューローから貸与されたすべての機材（プロジェクター、スピーカー、ケーブル類等）を含むこと。
 - ・ 補償限度額：1事故あたりの補償限度額は、高額機材の再調達価格を十分に填補できる1,000万円以上（複数台の同時事故や周辺機器の損害を想定した十分な枠）を確保すること。
 - ・ 証書の提出：保険証券の写しを事前にビューローに提出し、承認を得るものとする。
- ウ メーカー保証の対象外となる不慮の物理的事故（落下、転倒、衝突、天候急変による故障、盗難等）については、原因の如何を問わず、受託者が加入する保険および自己負担により、速やかに修理または同等品の提供による原状回復を行うものとする。
- エ 受託者は、運用期間中、貸与機材の動作確認および外観点検を適宜行い、異常または損傷の兆候が見られた場合は直ちにビューローに報告し、その指示に従うものとする。
- ⑩ 貸出備品以外の機器類は、屋外での使用に耐えうるもので、下記の条件を満たすものとする。

- ・ 基本性能:屋外に露出して設置する全ての機器は IP65 相当以上 の性能を有すること。
 - ・ 音響機器:スピーカー等、構造上 IP65 の確保が困難な場合は、IP54 以上 を確保した上で、運用に耐えうる適切な防雨養生(ビニールカバー等)を施すこと。
 - ・ 結線部:電源および信号のジョイント部は、防水コネクタを使用するか、防水ボックス(プラモール等)内に収め、地面からの浸水を防ぐ対策を講じること。
 - ・ 荒天時:警報級の降雨が予想される際の、電源遮断および撤収判断基準を事前に提示すること。
- ⑪ 夜間の安全対策として、演出上の照明とは別に、来場者の安全確保を確保するため通路沿いに上記のLED行灯(姫路市所有)等を設置すること。また、ナイトイベント開催を告知する看板(縦1,800mm×横1,800mm)以上を設置するとともに、夜間の視認性を確保すること。
- なお、ビューローが確認し、観覧者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、必要な照明機器を受託者が用意し、ビューローの指示に基づき設置すること。
- ⑫ 展示物の制作にクレーン等の建設機械は原則使用禁止とする。また、公開時間中は、資材の移動等に車両を使用することは禁止とする。資材の仮置場については別途指示する。
- ⑬ 展示物の解説等には、多言語表記(日本語、英語は必須)によるキャプション等を設置するなどインバウンド対策を行うこと。
- ⑭ 開催期間中は展示物の維持管理(漏電対策を含む)に努め、必要があればメンテナンスを実施すること。
- ⑮ 展示の演出の実施に必要な人員・機材を配置すること。
- ⑯ 原則として会場固有の樹木への装飾造営は不可とする。但し、三の丸広場南側のイチョウについては装飾造営を認める。装飾造営にあたっては、器材等を適切かつ確実に固定するとともに、樹木を傷つけないように十分配慮すること。
- なお、イチョウについては、第一期、第二期ともにライトアップを行い、第二期では葉が落ち枝だけでの状態であることもふまえたライティングを行うこと。第8項第1号①に留意した上で、向屋敷庭園の四季のいづれかをイメージし、イチョウ周辺の樹木も活用して再現するなどの工夫を行い、核である水鏡に次ぐ演出の要として活用すること。
- ⑰ 三の丸広場は、車両の進入を禁止とする。(広場南に一部進入可能な箇所あり)
- ⑱ 展示物の一部は、姫路城と関連性のある展示・演出とすること。
- ⑲ 会場全体の誘導・案内、水鏡への入退場管理や照明機器のオペレーションマニュアルを作成すること。
- ⑳ 照明機器等に不具合が生じた場合には、速やかに演出が復旧できるよう緊急時のバックアップ体制を整えること。想定される不具合・想定外の不具合について、不具合のレベルや系統に応じた対応フロー、具体的な対応マニュアルを作成・提供すること。作成に当たって、第一期・第二期によるオペレーション方法の違い(有人・無人)も踏まえる。第二期(無人期間)における演出物等の管理方法は明確に記載すること。
- (3) 会場内の案内、誘導のスタッフ配置及び運営に関すること
- ① 第一期期間中は、案内ブースを設置し、以下の業務を行うこと。
- ア 統括ディレクター(責任者)の配置
- ・ 期間中に常時ディレクターを1名以上配置し、会場内全体の統括及び来場者の安全管

理を行うこと。

イ 案内ブース等の設置

- ・ 入場者を適切に案内するため、大手門付近（会場内）に案内ブースを設置すること。
- ・ 入場者数の集計を行うこと。

入場者数のカウント方法はビューローと協議し決定することとし、入場者数は1時間おきに集計したものをビューローに報告すること。

※ 入場者数の集計は、1時間、1日、期間中で累計すること。

- ・ 水鏡の混雑状況等に応じて、水鏡待機列の案内や他の演出への分散をはかる案内を行うこと。
- ・ 業務管理、業務報告等、上記に付随する業務を行うこと。

ウ 会場内案内誘導業務

- ・ 配置するスタッフのうち、1名は英語対応ができるスタッフとすること。
- ・ 入場者の整列及び誘導の方法については、スムーズな運営ができるよう、動線レイアウトを受託者から提案するものとし、ビューローと協議の上、決定する。
- ・ 案内ブース担当と密な連携を取り、水鏡への入場者の制限を行うこと。なお、入場制限にあたっては、会場内の待機列で待機させること。
- ・ 会場内には来場者を各演出に誘導するためのスタッフを配置すること。
- ・ 喜斎門からの入場者への会場案内を行うこと。
- ・ 来場者の満足度向上のために、演出の説明や来場者の記念撮影補助などのおもてなしを実施するスタッフを配置すること。

エ 必要資機材等の手配、設営及び撤去業務

運営業務に必要となる次の資機材等の手配、設営及び撤去を行うこと。

- ・ 以下の機材を最低限用意すること。

品名	数
横幕付きテント（2間3間テント）	1張
テントウェイト30kg	12個
ビニールクロス付き 長方形テーブル（1800mm×450mm）	10台
パイプ椅子	5脚
上記テントへの蛍光灯及び配線	一式
テントサイン	4枚
立て看板（1800mm×450mm）	2枚
ワイヤレスアンプ	1台
ハンディメガホン	2台
列整理用コーン（重り付き）・バー （姫路市及びビューロー保有分貸出 ※運搬設営撤去は受託者が行うこと）	各100個

上記に必要な電気設備、延長コード、ドラム等

- ・ 第一期終了後、速やかに第二期が開始できるよう必要な設営及び撤去を行うこと。

- ・ 第二期期間中に第一期の撤去が完了しない場合は、第二期の演出エリアを確保した上で、引き続き撤去作業が行えるものとする。ただし、速やかに撤去できるよう必要最小限の期間内とする。

オ 留意事項

- ・ ディレクター以外の配置人員、箇所は提案によるものとする。
 - ・ 繁忙日を想定して人員を増やせる体制をとること。
 - ・ 内覧会実施の際は、スタッフの運営体制のシミュレーション及び研修の場として体制をとること。
 - ・ 案内ブースは毎日の業務終了後、ビューローが指定する場所に撤収し、翌日の業務開始前に設置すること。
 - ・ テント、看板等の設置は、風対策を施すこと。
 - ・ 列整理用コーン・バーについて、経年劣化等による破損した場合は、受託者において適切に処分を行うこと。
 - ・ 業務報告書（日報、入場者集計等）を作成し、毎日の業務終了後にビューローの確認を受けること。
 - ・ 各スタッフの指揮命令系統を明確にし、ビューローの指示に速やかに対応すること。
- ② 第二期期間中は、無人オペレーションとなるが、水鏡やその他の演出物の機器等の不備の対応のため、ビューローから連絡を受けた際に、速やかに対応ができるようにすること。また、第8項第2号⑱の対応マニュアルについて、第二期期間中の体制や対応フロー、具体的な対応方法も記載すること。

第二期期間中の来場者数のカウントは、複数日における来場者カウントから、推計して期間中の来場者数を想定する形とする。複数日における来場者数のカウントを行うこと。

(4) 広報、アンケート及び記録に関すること

① ホームページ等の作成・運営

開催概要等が広く周知できるホームページを制作・運営すること。また、Instagram、X（旧 twitter）等 SNS を活用した効果的な情報発信を行うこと。

② 広告デザイン・版下制作

若者の感性に響くアートディレクションとすること。市外からの来訪の動機付けとなるよう、水鏡を演出の核として視覚的インパクトの強いメインビジュアルとし、国内外向けに姫路城及び姫路の魅力発信にふさわしいデザインとすること。

ポスター、チラシ、新聞、広報誌、看板等の広告物のデザイン・版下を制作すること。データはすみやかに納品すること。

③ 広告物等の作成・印刷

ア ポスター・チラシの印刷

サイズ、部数、紙質、刷色等は、次のとおりとする。

- (ア) B2版（縦） 50枚（コート135kg、4色、片面）
- (イ) A3版（縦） 2,000枚（コート135kg、4色、片面）
- (ウ) A4版（縦） 30,000枚（コート90kg、4色、片面）
- (エ) A4版（縦） 30,000枚（コート90kg、4色、両面）

※ A3版及びA4版は、B2版デザインを縮小したものとする。

※ A3版2, 000枚のうち、1, 200枚は印刷面が上になるよう2つ折りにしたものを納品すること。

※ (ウ)については、ビューローと協議の上、デザインが決まり次第、早期の告知用として速やかに印刷し納品すること。

④ 広告物の納品

納品日はビューローと受託者が協議の上決定し、完成後、速やかに広告物及び作成したデータを郵送、記録媒体、メール添付又はオンラインストレージ等にて納品する。

⑤ アンケートの実施

紙・Web等を活用したアンケートにより来場者(インバウンドも対象)の反応及びイベント開催に伴う観光消費額等を調査し、分析・検証した結果を実施報告書により報告すること。第一期は目安500サンプル程度、第二期は100サンプル程度を取得すること。

また、回答件数を上げる取り組みとして、回答者へのプレゼントを用意し、抽選により当選者を決定し、送付すること。経費は100,000円程度を想定しており、当該業務委託料見積書には、経費として100,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を計上し、提出すること。なお、実施に必要となるスタッフについては適切に配置すること。

⑥ イベントにおける記録

イベントにおける機材設置や位置等を写真データと共に記録すること。また、イベント実施期間中は毎日天候や気温を記録すること。

(5) 体験型コンテンツ・おもてなしサービス

① 体験型コンテンツについて

上記の業務以外に来場者の満足度向上につながるコンテンツを実施すること。コンテンツの内容については事業者提案とする。

② おもてなしサービス

ア 第一期期間中は各日17時に会場内演出を一斉に開始させること。会場内演出の一斉開始前に来場者の期待感を醸成させるような設えとすること。

イ 本業務は大手前通り・姫路城周辺イルミネーションとの連携により実施エリアが広域にわたる。第一期期間中は、大手前通り・姫路城周辺イルミネーションから会場内に来場された方がくつろげる空間を会場内に確保するほか、飲食等を提供できるおもてなしブースや来場者の滞在意欲を高める演奏会等のおもてなしについて、効果的な提案を行うこと。

飲食等を提供する場合は、市内事業者を優先し、姫路城およびライトアップのイメージを損なわない設えとすること。おもてなしブースのうち、1ブースはビューローブースにすること。また、日々の売上を適切に管理及びビューローに報告すること。おもてなしブースの売上金に対し最大10%を受託者にて徴収し、おもてなしサービスに活用できる経費に充てることとする。ただし、ビューローが出店した場合は、ビューローの売上とする。

(6) 電源等に関すること

① 三の丸広場に設置されている分電盤(3箇所 分電盤の電源容量 計105A)を使用することができる。なお、これらの既設の分電盤を使用する場合の電気料金については、姫路市が負担する。

- ② 上記既設の分電盤だけでは演出やおもてなしブース等の電源容量が不足することから、受託者が関西電力に届出の上、姫路城管理事務所が指示する場所に仮設分電盤を設置し、必要箇所へ供給すること。なお、設置費用及び電気料金については、受託者負担とする。
- ③ 仮設分電盤の設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。
- (7) 事後報告に関すること
 - ① 本企画の実施報告書を、写真又は動画を添えて作成すること。
 - ② 本企画終了後、総括する場を設けること。
- (8) 損害のために生じた経費の負担
 - ① 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
 - ② 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、ビューローの指示、貸与品等の性状その他ビューローの責めに帰すべき事由により生じたものについては、ビューローがその賠償額を負担する。ただし、受託者が、ビューローの指示又は貸与品等が不適当であること等ビューローの責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
 - ③ 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、ビューローと受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。
- (9) 本業務を中止とする場合の費用負担について
インフルエンザ等の感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難とビューローが判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担は、ビューローと受託者が協議して決定するものとする。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この要求水準書は、姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、と受託者が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及びビューローの契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュールなど進行管理資料及び各設備仕様、図面等をビューローの指示により随時

- 提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
 - (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記(3)の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
 - (5) 受託者は、必要に応じ進捗状況をビューローに適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
 - (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。
 - (7) 受託者は、イベント実施期間中は、来場者からの問い合わせ等に適切に対応できる体制をとること。問合せ先のメール/電話番号の取得も行い問合せ対応を行うこと。

4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及びビューローの契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、ビューローが指定するファイル形式で提出すること。）をビューローに提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめビューローと協議の上、作成するものとする。

提出先は、ビューローとする。

5 検査

受託者は、業務完了後、ビューローの契約約款に定める手続を経て、ビューローの検査を受けるものとする。

本業務は、ビューローによる検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

6 資料の貸与

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビューローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、ビューローの担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。